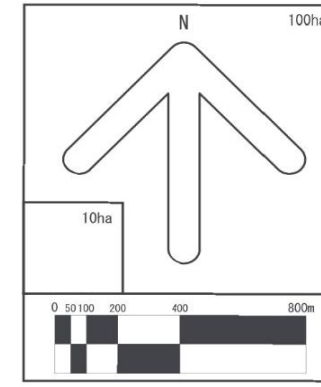


# 特別用途地区 全体図



**低層階商業業務誘導地区  
(別紙2)**

**特別工業地区②  
(別紙4)**

**特別工業地区①  
(別紙3)**

## 用途地域等凡例

<p><b>第一種低層住居専用地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>5mを超える範囲</td><td>10mを超える範囲</td></tr> <tr><td>(一) 3 時間以上</td><td>2 時間以上</td></tr> <tr><td>(二) 4 時間以上</td><td>2.5 時間以上</td></tr> </table> <p>測定水平面(平均地盤面からの高さ)は1.5mです。 日影規制の対象は、軒高が7mを超える建築物又は地上3層以上の建築物です。</p>	5mを超える範囲	10mを超える範囲	(一) 3 時間以上	2 時間以上	(二) 4 時間以上	2.5 時間以上	<p><b>第二種低層住居専用地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>150/60</td><td>100/50</td><td>60/30</td></tr> <tr><td>1(-)10</td><td>1(-)10</td><td>1(-)10</td></tr> <tr><td>70m</td><td>*</td><td>100m</td></tr> </table> <p>※ 敷地面積の制限は、敷地面積の制限による</p>	150/60	100/50	60/30	1(-)10	1(-)10	1(-)10	70m	*	100m
5mを超える範囲	10mを超える範囲															
(一) 3 時間以上	2 時間以上															
(二) 4 時間以上	2.5 時間以上															
150/60	100/50	60/30														
1(-)10	1(-)10	1(-)10														
70m	*	100m														
<p><b>第一種中高層住居専用地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>5mを超える範囲</td><td>10mを超える範囲</td></tr> <tr><td>(一) 3 時間以上</td><td>2 時間以上</td></tr> <tr><td>(二) 4 時間以上</td><td>2.5 時間以上</td></tr> </table> <p>測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 日影規制の対象は、高さが10mを超える建築物です。</p>	5mを超える範囲	10mを超える範囲	(一) 3 時間以上	2 時間以上	(二) 4 時間以上	2.5 時間以上	<p><b>第二種中高層住居専用地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>200/60</td><td>200/60</td><td>200/60</td></tr> <tr><td>2(-)</td><td>2(-)</td><td>2(-)</td></tr> <tr><td>60m</td><td>*</td><td>60m</td></tr> </table> <p>※ 敷地面積の制限は、敷地面積の制限による</p>	200/60	200/60	200/60	2(-)	2(-)	2(-)	60m	*	60m
5mを超える範囲	10mを超える範囲															
(一) 3 時間以上	2 時間以上															
(二) 4 時間以上	2.5 時間以上															
200/60	200/60	200/60														
2(-)	2(-)	2(-)														
60m	*	60m														
<p><b>第一種住居地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>5mを超える範囲</td><td>10mを超える範囲</td></tr> <tr><td>(一) 4 時間以上</td><td>2.5 時間以上</td></tr> <tr><td>(二) 5 時間以上</td><td>3 時間以上</td></tr> </table> <p>測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 ただし、準工業地域で第3種高度地区内は6.5mです。 日影規制の対象は、高さが10mを超える建築物です。</p>	5mを超える範囲	10mを超える範囲	(一) 4 時間以上	2.5 時間以上	(二) 5 時間以上	3 時間以上	<p><b>第二種住居地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>300/80</td><td>300/80</td><td>300/80</td></tr> <tr><td>3(-)低</td><td>2(-)</td><td>2(-)</td></tr> <tr><td>60m</td><td>*</td><td>60m</td></tr> </table> <p>※ 敷地面積の制限は、敷地面積の制限による</p>	300/80	300/80	300/80	3(-)低	2(-)	2(-)	60m	*	60m
5mを超える範囲	10mを超える範囲															
(一) 4 時間以上	2.5 時間以上															
(二) 5 時間以上	3 時間以上															
300/80	300/80	300/80														
3(-)低	2(-)	2(-)														
60m	*	60m														
<p><b>準工業地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>5mを超える範囲</td><td>10mを超える範囲</td></tr> <tr><td>(一) 4 時間以上</td><td>2.5 時間以上</td></tr> <tr><td>(二) 5 時間以上</td><td>3 時間以上</td></tr> </table> <p>測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 ただし、第3種高度地区内は6.5mです。 日影規制の対象は、高さが10mを超える建築物です。</p>	5mを超える範囲	10mを超える範囲	(一) 4 時間以上	2.5 時間以上	(二) 5 時間以上	3 時間以上	<p><b>準工業地域(特別工業地区)</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>500/80</td><td>300/80</td><td>300/80</td></tr> <tr><td>2(-)</td><td>2(-)</td><td>2(-)</td></tr> <tr><td>60m</td><td>*</td><td>60m</td></tr> </table> <p>※ 敷地面積の制限は、敷地面積の制限による</p>	500/80	300/80	300/80	2(-)	2(-)	2(-)	60m	*	60m
5mを超える範囲	10mを超える範囲															
(一) 4 時間以上	2.5 時間以上															
(二) 5 時間以上	3 時間以上															
500/80	300/80	300/80														
2(-)	2(-)	2(-)														
60m	*	60m														
<p><b>近隣商業地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>5mを超える範囲</td><td>10mを超える範囲</td></tr> <tr><td>(一) 4 時間以上</td><td>2.5 時間以上</td></tr> <tr><td>(二) 5 時間以上</td><td>3 時間以上</td></tr> </table> <p>測定水平面(平均地盤面からの高さ)は4mです。 ただし、第3種高度地区内は6.5mです。 日影規制の対象は、高さが10mを超える建築物です。</p>	5mを超える範囲	10mを超える範囲	(一) 4 時間以上	2.5 時間以上	(二) 5 時間以上	3 時間以上	<p><b>商業地域</b></p> <p>日影規制値</p> <table border="1"> <tr><td>300/80</td><td>300/80</td><td>300/80</td></tr> <tr><td>3(-)低</td><td>2(-)</td><td>2(-)</td></tr> <tr><td>60m</td><td>*</td><td>60m</td></tr> </table> <p>※ 敷地面積の制限は、敷地面積の制限による</p>	300/80	300/80	300/80	3(-)低	2(-)	2(-)	60m	*	60m
5mを超える範囲	10mを超える範囲															
(一) 4 時間以上	2.5 時間以上															
(二) 5 時間以上	3 時間以上															
300/80	300/80	300/80														
3(-)低	2(-)	2(-)														
60m	*	60m														

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京圏幅員2,500分の1の地図図面を利用して作成したものである。  
(承認番号)都計第2019年2号、令和2年4月10日  
(承認番号)都計第2020年11号、令和3年10月15日  
(承認番号)都計第2021年10号、令和3年10月15日

凡 例	
—	市区界
—	町界
—	丁目界
●	区役所・区民事務所 地域区民センター
○	学校(区立を除く)
○	消防署
○	警察署
○	郵便局
○	官公署
○	税務署
○	神社
○	寺院
○	墓地
○	公園
○	図書館
○	病院
○	発電所・変電所
○	浄水場・給水場
○	子供園
○	主な保育施設
○	小学校(区立)
○	中学校(区立)
○	高齢者施設(ゆゆう館)
○	上記以外の施設